

(仮称) 逗子市自治基本条例に係る論点等 (想定)

1. 論点

(1) 既存条例等との関係整理

- ◆ まちづくり条例
- ◆ 議会基本条例
- ◆ 総合計画策定条例 など

(2) 新規に盛り込む項目 (逗子らしい特徴)

(3) 形態

- ◆ フルセット型：即効性はあるが条文数が膨大。20 条程度でフルセットにすると、実効性を欠く。
- ◆ インデックス型：自治基本条例では基本原則の提示にとどめ、詳細は関連条例に譲る。
- ◆ 折衷型：インデックス型＋一部重点化

2. 検討を要する事項

- ① 民主的統制という要素 (市民がコントロール)
- ② 「自分達のまちは自分達で守る」要素

項目	規定内容、キーワード
条例の位置付け	最高規範性、条例の趣旨、他条例との整合性 など
自治の基本理念	市民自治の実現、豊かな地域社会の実現、基本的人権の尊重、恒久平和の実現 など
自治の基本原則	市民自治、団体自治、市民協働、情報共有 など
市民の役割 (権利) と責務	参加の権利、地域づくり など
市長・市職員の役割と責務	情報提供、説明責任、市長就任時の宣誓、市長任期 など
市議会の役割と責務	議会活動・議員活動の原則、市民との関係、市長等との関係、議決事件 など
市民参加と協働の原則	情報共有、参加・参画、市民協働、コミュニティ、地域自治システム、自治会・町内会、市民の意見表明、住民投票 など
市政運営の原則	情報提供、情報公開、個人情報保護、総合計画及び総合計画の進行管理システム、行政評価、事務事業点検、行財政改革、財政運営、広域連携 など
条例の実効性の確保、見直し	条例の活用、関係制度の整備、推進組織 など